

(別添2)

検査結果取りまとめ表様式例
(共済事業を行う協同組合連合会用)

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
水協法施行規則	水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）

全国共済〇〇協同組合連合会 検査結果取りまとめ表

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 財産運用方法等の適合状況
- 2 債務者区分変更先の債権額上位20先
- 3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先
- 4 子会社等の分類額(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額)の相違額の大きい上位20先
- 5 大口与信先の上位20先
- 6 リスク管理債権及び債務者区分による債権の縦覧状況
- 7 総資産の自己査定の正確性(年 月末)
- 8 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性(年 月末)
- 9 分類貸付金の状況
 - (1) 科目別内訳
 - (2) 債務者区分別内訳
- 10 分類有価証券の内訳
- 11 分類固定資産の内訳
- 12 利源計算検討表(前年度)
 - (1) 利源収支修正の明細
 - (2) 利源別損益の処理
- 13 平均利回りと財務諸比率(年度)

(注) 計数処理の留意事項

- (1) 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。
また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。
- (2) 単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。
- (3) 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

[全国共済農業協同組合連合会用]

1 - (A) 財産運用方法等の適合状況 (年 月 月現在)

1 農協法施行規則第43条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a - b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 2/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け (農林水産大臣の指定するものに限る。) 1/10 以下				

2 農協法施行規則第43条第3項・第4項

(1) 10%規制 (第3項) 対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金

第3項第4号に掲げるもの 金銭の貸付け (同一人が保証するものに限る。)	全対象資産計
	(A)

(2) 3%規制 (第4項) 対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第2号に掲げるもの		合計
	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	
			(B)

(3) 財産の総額、運用財産総額、構成比 (単位：百万円、%)

	合計額	構成比	
		A	B
財産の総額 (特別勘定を除く。)	(C)	(A) / (C)	(B) / (C)

[作成要領]

- 「2 農協法施行規則第43条第3項・第4項」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。
- 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に () を付して本則額を記載する。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

1-(B) 財産運用方法等の適合状況 (年 月 月現在)

1 水協法施行規則第70条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a - b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 1/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。） 1/10 以下				

2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの	対象資産合計
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (共済契約に基づく貸付けを除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金	

[作成要領]

- 「2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。
- 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に () を付して本則額を記載する。

2 債務者区分変更先の債権額上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	

[作成要領]

要注先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を()書きで記載する。

3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定	相違額
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				

[作成要領]

- 1 自己査定と検査官査定で、償却・引当額が相違した先で相違額でみた上位20先につき記載する。
- 2 償却・引当額には一般貸倒引当金を含まない。
- 3 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を () 書きで記載する。

4 子会社等の分類額（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額）の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	

[作成要領]

要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。

5 大口与信先の上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額	
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			

[作成要領]

- 1 債権額でみた上位20先につき記載する（非抽出先も含む）。
- 2 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。
- 3 「償却・引当額」欄には、一般貸倒引当金を含まない。

6 リスク管理債権及び債務者区分による債権の縦覧状況

(1) 農協法施行規則第204条第1項第2号へ (2) 又は水協法施行規則第207条第1項第6号口関係

① 縦覧状況

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

[作成要領] 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

② 検査官検証結果

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

③ 差額 (① - ②)

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

(2) 農協法施行規則第204条第1項第2号へ(3)又は水協法施行規則第207条第1項第6号ハ関係

① 縦覧状況

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

[作成要領] 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

② 検査官検証結果

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

③ 差額 (① - ②)

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

7 総資産の自己査定 of 正確性 (年 月末)

(1) 総資産の検査官査定結果 (検査官査定に基づく償却・引当処理実施前) (単位: 千円)

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		II	III	IV	計
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業務用固定資産					
未収再保険勘定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)		/			
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

(2) 総資産の自己査定結果 (自己査定に基づく償却・引当処理後) (単位: 千円)

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		II	III	IV	計
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業務用固定資産					
未収再保険勘定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)		/			
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

(3) 検査官査定結果と自己査定結果の相違額 (1) - (2)

(単位：千円)

資 産	分 類 状 況				帳簿額
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業 務 用 固 定 資 産					
未 収 再 保 険 勘 定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)	/				
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

[作成要領]

- 表示されている資産科目以外に分類した科目があった場合には、当該科目を追加して記載する。
- なお、検査官が自己査定のチェックを行っていないものについては、連合会の自己査定額を追認し、その額をそのまま記載する。
- 資産控除されない特定債務者支援引当金繰入額（債権放棄方式）については、分類状況においてⅠ分類としてカウントする。
- 「資産合計」欄は、各引当金を控除する。
- 「(1) 総資産の検査官査定結果（検査官査定に基づく償却・引当処理実施前）」は、「(2) 総資産の自己査定結果（自己査定に基づく償却・引当処理後）」に、検査官査定結果と自己査定結果との相違額を加減して記載する。
- 「(2) 総資産の自己査定結果」の「債権合計」の「分類状況」欄は、連合会の自己査定の償却・引当後の金額であるが、個別貸倒引当金及び償却額を控除し、一般貸倒引当金は控除しない。
- 「(3) 検査官査定結果と自己査定結果の相違額 (1) - (2)」の「債権合計Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、「8. 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性」の「③差額 (①-②)」の「合計（検査官査定による分類増減額）Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類」と一致する。
- 「帳簿額」欄は、業務報告書数値と一致する。

8 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性 (年 月末)

① 検査官査定

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当すべき額				
	債権計	I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	『i'』 ()	()	-	-	-	『h'』 ()	()	-	-	-
要注意先	『k'』 ()	()	()	-	-	『j'』 ()	()	()	-	-
うちその他	『o'』 ()	()	()	-	-	『n'』 ()	()	()	-	-
うち要管理先	『m'』 ()	()	()	-	-	『l'』 ()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	『q'』 ()	-	()	-	-	『p'』 ()	-
実質破綻先	()	()	()	『t'』 ()	『u'』 ()	()	-	-	『r'』 ()	『s'』 ()
破綻先	()	()	()	『x'』 ()	『y'』 ()	()	-	-	『v'』 ()	『w'』 ()
合計						『e』				

② 自己査定

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当額				
	債権計	I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	『i』 ()	()	-	-	-	『h』 ()	()	-	-	-
要注意先	『k』 ()	()	()	-	-	『j』 ()	()	()	-	-
うちその他	『o』 ()	()	()	-	-	『n』 ()	()	()	-	-
うち要管理先	『m』 ()	()	()	-	-	『l』 ()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	『q』 ()	-	()	-	-	『p』 ()	-
実質破綻先	()	()	()	『t』 ()	『u』 ()	()	-	-	『r』 ()	『s』 ()
破綻先	()	()	()	『x』 ()	『y』 ()	()	-	-	『v』 ()	『w』 ()
合計						『f』				

③ 差額 (①-②)

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当後 債権残高	検査官査定による分類増減額				要追加償却・引当額				
		I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	()	()	-	-	-	()	()	-	-	-
要注意先	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
うちその他	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
うち要管理先	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	()	-	()	-	-	()	-
実質破綻先	()	()	()	()	()	()	-	-	()	()
破綻先	()	()	()	()	()	()	-	-	()	()
合計	『a』		『b』	『c』	『d』	『g』				

償却・引当後債権残高 (非区分債権分)

百万円

(作成要領)

- 1 本表は、全債権ベースを記載する。
- 2 カッコ書きには、それぞれプロジェクト・ファイナンスに係る債権額、分類額及び償却・引当額を内書きで記載する。
- 3 償却・引当処理前とは、個別貸倒引当金 (部分直接償却を含む。) 引当前の計数を記載する。したがって、直接償却、債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しない (控除した額を記載する) ものとする。
- 4 償却・引当すべき額、償却・引当額及び要追加償却・引当額については特定海外債権引当勘定を含む。
- 5 償却・引当後債権残高には一般貸倒引当金は控除しない。
- 6 償却・引当後債権残高の合計には、非区分債権分も加算する。

『

(一般貸倒引当金の状況)

(単位:百万円)

検査官査定引当すべき額 a	自己査定引当額 b	要追加引当額 a - b

』

④ 分析結果

ア 自己査定と検査官査定の比較

(単位：件、%)

検査官査定件数	検査官査定と自己査定が相違した件数	うち債務者区分が相違するもの	検査官査定と自己査定の不一致割合	うち債務者区分が相違するもの
a	b	c	b/a	c/b

『

(査定にかかる抽出の状況)

(単位：件、百万円、%)

	当連合会全体	当連合会の自己査定実施分	自己査定実施率
	a	b	b/a × 100
債務者等数			
債権残高			

検査官査定実施分	抽出率
c	c/a × 100

『作成要領』 cは上記④ア表中のaの債務者等数である。

』

イ 自己査定の正確性

(単位：%)

	II	III	IV	II～IV合計
3 差額/債権残高	『(b)/(a)*100』	『(c)/(a)*100』	『(d)/(a)*100』	『(b)～(d)/(a)*100』

・ 貸付金分類額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c)/(a)

『(a)及び(b)は、「10 総資産の自己査定の正確性」の貸付金の分類状況計を記入する。』

ウ 償却・引当の適切性

(単位：千円、%)

債権残高	要追加償却・引当額	不足率
『(a)』	『(g)』	『(g)/(a)*100』

・ 償却・引当額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c)/(a)

エ 一般貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
正常先	『(h)/(i)*100』	『(h')/(i')*100』
要注意先	『(j)/(k)*100』	『(j')/(k')*100』
うちその他要注意	『(n)/(o)*100』	『(n')/(o')*100』
うち要管理先	『(l)/(m)*100』	『(l')/(m')*100』

オ 破綻懸念先Ⅲ分類の個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	『(p)/(q)*100』	『(p')/(q')*100』

カ 実質破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	『((r)+(s))/((t)+(u))*100』	『((r')+(s'))/((t')+(u'))*100』

キ 破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	『((v)+(w))/((x)+(y))*100』	『((v')+(w'))/((x')+(y'))*100』

9 分類貸付金の状況

(1) 科目別内訳

① 検査官査定結果 (年 月末)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

② 自己査定結果

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

[作成要領] 償却・引当処理後ベースで記載する。

(2) 債務者区分別内訳

① 検査官査定結果 (年 月末) (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

② 自己査定結果 (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②) (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

[作成要領] 償却・引当処理後ベースで記載する。

10 分類有価証券の内訳

① 検査官査定結果 (年 月末) (単位：千円)

項目	帳簿額	分類状況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

② 自己査定結果 (単位：千円)

項目	帳簿額	分類状況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②) (単位：千円)

項目	帳簿額	分類状況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

[作成要領]

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「科目」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除する。

11 分類固定資産の内訳

① 検査官査定結果

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
合計						

② 自己査定結果

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
合計						

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②)

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
小計						
合計						

[作成要領]

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「項目」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除する。

(2) 利源別損益の処理

(単位：円)

事業種類	損益処理	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額
事業種類	損益処理	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
		収 支 残 高												
		部門外勘定からの配賦額												
		特別増加額等繰入												
		価格変動準備金繰入												
		異常危険準備金繰入												
		税金配賦額												
		租 差 益												
		利 源 振 替												
		特別危険積立金取崩額												
		利 源 間 補 填 額												
		割戻準備金からの補填額												
		差 額												
		割戻準備金入 非課税分 (維持費差額)												
		有 税 分												
事 業 剩 余														
事業種類	損益処理	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
		収 支 残 高												
		部門外勘定からの配賦額												
		特別増加額等繰入												
		価格変動準備金繰入												
		異常危険準備金繰入												
		税金配賦額												
		租 差 益												
		利 源 振 替												
		特別危険積立金取崩額												
		利 源 間 補 填 額												
		割戻準備金からの補填額												
		差 額												
		割戻準備金入 非課税分 (維持費差額)												
		有 税 分												
事 業 剩 余														
事業種類	損益処理	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
		収 支 残 高												
		部門外勘定からの配賦額												
		特別増加額等繰入												
		価格変動準備金繰入												
		異常危険準備金繰入												
		税金配賦額												
		租 差 益												
		利 源 振 替												
		特別危険積立金取崩額												
		利 源 間 補 填 額												
		割戻準備金からの補填額												
		差 額												
		割戻準備金入 非課税分 (維持費差額)												
		有 税 分												
事 業 剩 余														
事業種類	損益処理	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
		収 支 残 高												
		部門外勘定からの配賦額												
		特別増加額等繰入												
		価格変動準備金繰入												
		異常危険準備金繰入												
		税金配賦額												
		租 差 益												
		利 源 振 替												
		特別危険積立金取崩額												
		利 源 間 補 填 額												
		割戻準備金からの補填額												
		差 額												
		割戻準備金入 非課税分 (維持費差額)												
		有 税 分												
事 業 剩 余														

[作成要領]

- 1 事業剰余は、特別危険積立金取崩額を除く。
- 2 「利源区分」又は「損益処理」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

1.3 平均利回りと財務諸比率（ 年度 ）

（単位：％）

区 分	項 目	連合会計算率	検査官認定
1 自己資本の基準	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産} + \text{外部出資}}$		
2 固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$		
3 運用資産 平均残高構成率	(イ) 運用資産		
	(ロ) 預 金		
	(ハ) コールローン		
	(ニ) 金銭の信託		
	(ホ) 金 銭 債 権		
	(ヘ) 有 価 証 券		
	(ト) 貸 付 金		
4 平均利回り	(イ) 総 資 産		
	(ロ) 運用資産Ⅰ		
	(ハ) 運用資産Ⅱ		
	(ニ) 運用資産Ⅲ		
	(ホ) 預 金		
	(ヘ) コールローン		
	(ト) 金銭の信託		
	(チ) 金 銭 債 権		
	(リ) 有 価 証 券		
	(ヌ) 貸 付 金		
(ル) 運用不動産			

1 1及び2の項目欄の自己資本の計算基礎については、農協法施行令第29条又は水協法施行令第19条を参照。

2 4の(ロ)、(ハ)、(ニ)は、以下の算式による。

(1) (ロ)の運用資産Ⅰは 「
$$\frac{\text{財産運用損益}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$$
 」

(2) (ハ)の運用資産Ⅱは 「
$$\frac{\text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$$
 」

(3) (ニ)の運用資産Ⅲは 「
$$\frac{\text{財産運用損益} - \text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$$
 」

(別添3)

検査結果取りまとめ表参考資料様式例
(共済事業を行う協同組合連合会用)

全国共済〇〇協同組合連合会 検査結果取りまとめ表参考資料

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 指摘事項に対する被検査連合会の事実認識
- 2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点
- 3 資産査定において、被検査連合会と検査官の意見の一致をみなかった
債務者に係る査定状況
- 4 有価証券等の状況（ 年 月末、償却後）
- 5 子会社等の状況
- 6 支払余力比率の算出明細表
- 7 要追加償却・引当額内訳等
- 8 貸付金等検証結果特記メモ

(注) 計数処理の留意事項

(1) 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。

また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。

(2) 単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。

(3) 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

1 指摘事項に対する被検査連合会の事実認識

協同組合等検査基本要綱別記様式 2 - 1 の別紙 2 (確認書) を添付する。

2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
I 内部管理態勢		
II 法令等遵守態勢		
III 共済契約推進 管理態勢		
IV 利用者保護等 管理態勢		
V 財務の健全性・ 共済計理に関する 管理態勢		

<次葉へ続く>

<続き>

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
VI 仕組開発管理 態勢		
VII 共済引受リスク 管理態勢		
VIII 資産運用リスク 管理態勢		
IX 信用リスク管理 態勢		
イ 自己査定基準		
ロ 償却・引当基準		

<次葉へ続く>

<続き>

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
ハ 債務者区分		
ニ 分類金額		
ホ その他		
X オペレーショナル リスク管理態勢		

[作成要領] 検査終了時において検査官指摘と連合会の見解が一致をみなかったものについて記載する。
なお、本表は、「意見申出制度」に係る審理資料になるので、留意すること。

3 資産査定において、被検査連合会と検査官の意見の一致をみなかった債務者に係る査定状況

(単位：百万円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		相違理由
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定	
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				

[作成要領] 「2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点」の別紙資料であり、意見相違のままとなってる先すべてについて記載する。

なお、本表は、「意見申出制度」に係る審理資料となるので、留意すること。

4 有価証券等の状況(年 月末、償却後)

(1) 有価証券

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
国 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
地 方 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
政 府 保 証 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 融 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
社 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち短期社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち公社公団債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち金融機関債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち事業債	未 残					
	評価益					
	評価損					
新株予約権付社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
株 式	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち上場株式	未 残					
	評価益					
	評価損					
外 国 証 券	未 残					
	評価益					
	評価損					
その他の証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
小 計	未 残					
	評価益					
	評価損					
貸付有価証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
有価証券計	未 残					
	評価益					
	評価損					

〔作成要領〕

- 「未残」には、期末の時価評価後の帳簿価額を記載する。
- 売買目的有価証券については、当期損益に含まれた「評価損益」を記載する。
- 「その他目的」の有価証券については、全部資本直入法、部分資本直入法の採用に関係なく本表に記載する。
- 満期保有目的、売買目的の債券、子会社・関連会社株式についても、市場価格のあるものについては、評価損益を記載する。
- 「市場価格のない有価証券」又は「合理的に算定できる価格のない有価証券」に限り、取得原価で記載する。
- 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

(2) 金銭の信託

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
特定金銭信託	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 外 信	未 残					
	評価益					
	評価損					
合 計	未 残					
	評価益					
	評価損					

5 子会社等の状況

(単位：百万円)

子会社、関連会社名	業種	決算月	支配関係	総資産	資産査定結果（自己査定）			資産査定結果（行政庁検査）			純資産勘定	グループからの 資金調達残高 (うち連合会)	グループからの 債務保証残高 (うち連合会)
					Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	

[作成要領]

- 1 本表は、子会社等の資産につき行政庁検査による検証を行った先について、記載する。
- 2 支配関係は、子会社、子法人等及び関連法人等の別を記載し、行政庁検査において新たに連結対象先として査定を行った先については、◎を付する。
- 3 「総資産」及び「純資産勘定」欄は直近決算ベースで記載すること（ただし、被検査系統金融機関と決算期が3か月超ずれている場合は、仮決算ベースで記載する。）。
- 4 「資産査定結果」欄は、直近決算における償却・引当後の総資産ベースで記載する。

6-(A) 支払余力比率の算出明細表

(1) 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負値の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負値の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 (= (a) + (b) + (c) + (d) - (e))		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 (=イ-ロ)		
イ) 税効果相当額		
ロ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 (=イ+ロ)		
イ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ロ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) (= (a) + (b))		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 (= [(R ₁) ² + (R ₃ + R ₄) ²] ^{1/2} + R ₂ + R ₅)		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥)		
① 価格変動等リスク等相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 (= (a) + (b))		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 (= (1) / ((2) × 1/2))		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (=①+②+③+④-⑤)		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (=①-②-③-④-⑤-⑥)		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		

⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		
⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3) 実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

(2) 支払余力総額の内訳

①純資産の部合計

(単位：百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
その他有価証券評価差額金	(c)
純資産の部の合計	(a) - (b) - (c)

②その他有価証券の評価差額金 (税効果控除前)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
政府保証債	()	()	()
金融債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数	(b) 90% (マイナスの場合 100%)
その他有価証券評価差額金		(a) × (b)	

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み益

(単位：百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数	(b) 85% (マイナスの場合 100%)
土地の含み損益		(a) × (b)	

④共済掛金積立金等余剰部分

(単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金及び未経過共済掛金の合計額	(a)

全期チルメル式により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金の額を加えた額又は共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額	(b)
追加責任準備金	
不算入額（共済計理人が行う確認により積立てが必要とされた額）	(c)
共済掛金積立金等余剰部分	(a) - ((b) + (c))

⑤契約者割戻準備金未割当部分

(単位：百万円)

	金額
契約者割戻準備金の額	(a)
契約者割戻金として割り当てた額	(b)
契約者割戻準備金未割当部分	(a) - (b)

⑥税効果相当額

(単位：百万円)

	金額
A 剰余金等の額（剰余金の処分として支出する額等を除く。）	
t 法定実効税率	
税効果相当額（調整前）	$A \times t / (1-t)$ (a)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(b)
税効果相当額不算入額（負値の場合は零）	(a) - (b) (c)
税効果相当額	(a) - (c)

⑦負債性資本調達手段等

(単位：百万円)

	金額
負債性資本調達手段	(a)
特定負債性資本調達手段	
期限付劣後債務	(b)
負債性資本調達手段等	(a) + (b)

⑧共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額

(単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金等余剰部分(④)	(A)
負債性資本調達手段等(⑦)（特定負債性資本調達手段の額を除く。）	(B)
中核的支払余力	(a) - (b) (C)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(a)
共済掛金積立金等余剰部分（④の(a) - (b)）	(b)
共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額（負値の場合は零）	((A) + (B)) - (C)

⑨繰延税金資産

(単位：百万円)

	金額
繰延税金資産又は繰延税金負債	(a)
責任準備金に係る額	(b)
異常危険準備金に係る額	
追加責任準備金に係る額	
支払備金（既発生未報告備金）に係る額	(c)
価格変動準備金に係る額	(d)
契約者割戻準備金に係る額	(e)
評価・換算差額等に係る額	(f)
その他（繰延税金資産不算入対象額）	(a) - ((b) + (c) + (d) + (e) + (f)) (A)
繰延税金資産算入基準額	(B)
純資産の部の合計（剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。）	
価格変動準備金	
異常危険準備金	
その他有価証券評価差額金（税効果控除前）（負値の場合のみ）	
共済掛金積立金等余剰部分（④の(a) - (b)）	
契約者割戻準備金未割当部分	
控除額	(B) × 20% (C)
繰延税金資産不算入額（負値の場合は零）	(A) - (C)

(3) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a)×(b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金日額×平均予定給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×平均予定給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれか大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c)×(d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
自動車リスク				22.000%	G
傷害リスク				33.000%	H
その他リスク (生命)				34.000%	I
その他リスク (損害)				41.000%	J

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額 $\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D + E + H + I \right]^2 + F^2 + G^2 + J^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
---	----------------

(4) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
建物更生共済		
火災共済		
団体建物火災共済		
建物短期再共済 (建物火災共済)		
建物短期再共済 (建物総合共済)		
農機具損害共済		
農機具更新共済		
自動車共済		
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B	(a)	(b)
-------------------	-----	-----	-----

巨大災害リスク相当額 (a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
-------------------------------	----------------

(6) 財産運用リスク

①価格変動等リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額 (a)	デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高(b)	リスク対象資産相当額 (c) (a)-(b)	リスク係数 (d) $\delta_i(\delta_j)$	リスク相当額 (e) $((a)-(b)) \times (d)$
国内株式				20%	
外国株式				10%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権以外）				2%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権）				1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等				1%	
不動産（国内土地）				10%	
為替リスクを含むもの				10%	
計					(e)

分散投資効果係数の分母

リスク対象資産	(A) (リスク対象資産相当額(c))	(B) (リスク対象資産相当額の合計額)	構成割合(C) (A)/(B) $X_i(X_j)$	(D) (リスク係数(d)) $\delta_i(\delta_j)$	分母(E) (C) × (D)
国内株式		/	%	20%	
外国株式			%	10%	
邦貨建債券			%	2%又は1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等			%	1%	
不動産			%	10%	
為替リスクを含むもの			%	10%	
計					

分散投資効果係数の分子

$X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}$	リスク対象資産 j						$X_i \times \delta_i$
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの	
国内株式							
外国株式							
邦貨建債券							
外貨建債券・外貨建貸付金等							
不動産							
為替リスクを含むもの							
$X_j \times \delta_j$							②()

(注) () には、分散投資効果係数の分子の値を記入する。

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産 j					
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの
国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00
不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00
為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

価格変動等リスク相当額

分散投資効果係数	$1 - (2)/(1)$	③
分散投資効果	(e) × ③	④
価格変動等リスク相当額	(e) - ④	

②信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
貸付金	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	1.0%	

	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
債券	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
預貯金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		14.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
再証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		2.0%	
	ランク 3		28.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
短資取引	ランク 4 を除く		0.1%	
	ランク 4		30.0%	
信用リスク相当額				

③子会社等リスク

(単位：百万円)

法人の業務形態		リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式			30.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			20.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
海外会社	金融業務	株式			25.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			15.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
上記にかかわらず信用リスク		株式			100.0%	
ランク 4 に該当する子会社等		貸付金			30.0%	
子会社等リスク相当額						

④デリバティブ取引リスク

A. 先物取引及びオプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類	取引残高(a)		デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高(b)		対象取引残高(c) (a)-(b)	リスク係数(d)	リスク相当額(e) (c)×(d)	ヘッジ手段として取り扱われなかったデリバティブ取引残高(f)	リスク係数(g)	リスク相当額(h) (f)×(g)	リスク相当額計(i) (e)+(h)
	先物(買建)	プットオプション(売建)	先物(売建)	プットオプション(買建)				先物(売建)			
外国通貨に係る デリバティブ取引						10.0%			10.0%		
株式に係る デリバティブ取引						20.0%			25.0%		
債券に係る デリバティブ取引						2.0%			8.0%		
上記に掲げられていないオプション取引						20.0%					
小 計											①

B スワップ取引等に係るリスク相当額
カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1)異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)為替先渡取引(FXA)			1.0%	
(3)先物外国為替取引			1.0%	
(4)通貨先物取引			1.0%	
(5)通貨オプションの買い			1.0%	
(6)その他			1.0%	
金利関連取引				
(1)同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)金利先渡取引(FRA)			1.0%	
(3)金利先物取引			1.0%	
(4)金利オプションの買い			1.0%	
(5)債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6)その他			1.0%	
株式関連取引				
(1)個別の株式や株価指数に基づく先渡取引			1.0%	
(2)個別の株式や株価指数に基づくスワップ			1.0%	
(3)個別の株式や株価指数に基づくオプションの買い			1.0%	
(4)その他			1.0%	
小 計				②

オリジナル・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1)異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)為替先渡取引(FXA)			1.0%	
(3)先物外国為替取引			1.0%	
(4)通貨先物取引			1.0%	
(5)通貨オプションの買い			1.0%	
(6)その他			1.0%	
金利関連取引				
(1)同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)金利先渡取引(FRA)			1.0%	
(3)金利先物取引			1.0%	
(4)金利オプションの買い			1.0%	
(5)債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6)その他			1.0%	
株式関連取引			1.0%	
小 計				③

デリバティブ取引リスク相当額	(①+②+③)
----------------	---------

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
日本		5.6%	
米国		2.9%	
欧州		2.5%	
その他		5.6%	
合計			

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A. 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額 (注1)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額 (注2)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)

それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)

それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B. 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(7) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リ ス ク 区 分		金 額
共済リスク相当額	$(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額	(R_1)	
巨大災害リスク相当額	(R_2)	
予定利率リスク相当額	(R_3)	②
財産運用リスク相当額	(R_4)	③
小 計	$① + ② + ③$	④
リスク係数	2%	⑤
ただし、当期末処理損失を計上している場合は	3%	2%
経営管理リスク相当額	$④ \times ⑤$	R_5

6-(B) 支払余力比率の算出明細表

1 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)$		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負値の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負値の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b) + (c) + (d) - (e))$		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 $(= i - r)$		
イ) 税効果相当額		
ロ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 $(= i + r)$		
イ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ロ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) $(= (a) + (b))$		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 $(= [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5)$		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥)$		
① 価格変動等リスク相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b))$		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 $(= (1) / ((2) \times 1/2))$		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 $(= ①+②+③+④-⑤)$		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 $(= ①-②-③-④-⑤-⑥)$		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		

⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		
⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3) 実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

2 算出明細

(1) 支払余力総額の内訳

①純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等を除く。)から繰延資産を控除した額 (単位:百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
評価・換算差額等	(c)
繰延資産	(d)
計	(a) - (b) - (c) - (d)

②その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
金融債	()	()	()
特別法人債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数 (b)	90%
		(マイナスの場合)	100%
その他有価証券評価差額	(a) × (b)		

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み益 (単位:百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数 (b)	85%
		(マイナスの場合)	100%
土地の含み損益	(a) × (b)		

(2) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a)×(b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれか 大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c)×(d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
傷害リスク				33.000%	G
その他リスク (生命)				34.000%	H
その他リスク (損害)				41.000%	I

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額	$\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D + E + G + H \right]^2 + F^2 + I^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
------------	--	----------------

(3) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B	(a)	(b)
-------------------	-----	-----	-----

巨大災害リスク相当額	(a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
------------	--------------------	----------------

(5) 財産運用リスク

①価格変動リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産 の額 (i)	リスクヘッジ効果の額 (ii)		控除後の額 (i) - (ii)	リスク係数	リスク相当額
		先物取引	オプション取引			
国内株式					20%	
外国株式					10%	
邦貨建債券					2%	
外貨建債券、外貨建貸付金等					1%	
不動産 (国内土地)					10%	
為替リスクを含むもの					10%	
計					(a)	
分散投資効果 (-)				分散投資効果係数		(b)
					(c) = (a) × (b)	
価格変動リスク相当額					(a) - (c)	

②信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
貸付金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
債券	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
預貯金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		14.0%	
	ランク 4		30.0%	
再証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		2.0%	
	ランク 3		28.0%	
	ランク 4		30.0%	
短資取引	ランク 4 を除く		0.1%	
	ランク 4		30.0%	
信用リスク相当額				

③子会社等リスク

(単位：百万円)

業務形態		リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式		30.0%	
	非金融業務	株式		20.0%	
海外会社	金融業務	株式		25.0%	
	非金融業務	株式		15.0%	
上記にかかわらず信用リスク		株式		100.0%	
ランク4に該当する子会社等		貸付金		30.0%	
子会社等リスク相当額					

④デリバティブ取引リスク

A 先物取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高		ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量					10%	
	買建	時価×取引単位×契約数量					10%	
株式に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量					25%	
	買建	時価×取引単位×契約数量					20%	
債券に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量					8%	
	買建	時価×取引単位×契約数量					2%	
小 計							(a)	

B オプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高		ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係るオプション取引	プット売	行使価格×取引単位×契約数量					10%	
株式に係るオプション取引	プット売	行使価格×取引単位×契約数量					20%	
債券に係るオプション取引	プット売	行使価格×取引単位×契約数量					2%	
小 計							(b)	

C スワップ取引等に係るリスク相当額

(1) オリジナル・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			2.00%	
	1年超				
金利関連取引	1年以内			0.50%	
	1年超				
法的に有効なネットティング契約下にある 外国為替関連取引	1年以内			1.50%	
	1年超				
法的に有効なネットティング契約下にある 金利関連取引	1年以内			0.35%	
	1年超				
小 計					

[作成要領] 各取引の種類の前契約期間の区分が1年超の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。

(2) カレント・エクスポージャー方式

(c') = ①、②、③or④

① 再構築コストの金額

② ネット再構築の金額

③ グロスのアドオンの額

(内訳)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			1.00%	
	1年超 5年以内			5.00%	
	5年超			7.50%	
金利関連取引	1年以内			0.00%	
	1年超 5年以内			0.50%	
	5年超			1.50%	
株式関連取引	1年以内			6.00%	
	1年超 5年以内			8.00%	
	5年超			10.00%	
小 計					

④ ネットのアドオンの額

[作成要領]

- 「①再構築コスト」、「②ネット再構築の金額」、「④ネットのアドオンの金額」の積算根拠となる資料を別途添付すること(任意様式)。
また、「③グロスのアドオンの額」の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。
- ①～④の欄は、採用した算出方式のみ記載すること。

デリバティブ取引リスク相当額	(a + b + c + c')
----------------	------------------

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

取引の区分	リスク対象資産の所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
クレジットデフォルト スワップ取引による プロテクションの売却	日本		5.6%	
	米国		2.9%	
	欧州		2.5%	
	その他		5.6%	
信用スプレッドリスク相当額				

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額 (注1)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額 (注2)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)

それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)

それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(6) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リスク区分		金額
共済リスク相当額	$(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額	(R_1)	
巨大災害リスク相当額	(R_2)	
予定利率リスク相当額	(R_3)	②
財産運用リスク相当額	(R_4)	③
小計	$① + ② + ③$	④
リスク係数	2%	⑤
ただし、当期末処理損失を計上している場合は	3%	2%
経営管理リスク相当額	$④ \times ⑤$	R_5

7 要追加償却・引当額内訳等

(単位：百万円)

科 目	自己査定	検査官査定	要追加償却・引当額
金銭の信託			
金銭債権			
有価証券			
うち貸付有価証券			
貸付金			
運用不動産			
業務用固定資産			
未収再保険勘定			
その他資産			
うち与信関連仮払金			
うち与信関連未収利息			
その他の資産			
合計			

[作成要領] 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除する。

8 貸付金等検証結果メモ

(担当検査官：)

連合会名：
担当部課：

主力 ・ 準主力 ・ その他 | 上場 ・ 非上場

(単位：百万円)

特記等区分	1 作成基準	<input type="checkbox"/> ①新規債務者区分 <input type="checkbox"/> ②新規分類 <input type="checkbox"/> ③大口貸付先 <input type="checkbox"/> ④債務者区分相違 <input type="checkbox"/> ⑤分類金額相違 <input type="checkbox"/> ⑥査定軽減 <input type="checkbox"/> ⑦時点修正漏れ <input type="checkbox"/> ⑧Ⅲ分類未引当 <input type="checkbox"/> ⑨償却・引当不足等 <input type="checkbox"/> ⑩その他
	2 変更事由	<input type="checkbox"/> ①財務分析不足 <input type="checkbox"/> ②債務者実態把握不十分 <input type="checkbox"/> ③自己査定基準不備 <input type="checkbox"/> ④保証能力検討不十分 <input type="checkbox"/> ⑤担保評価不正確 <input type="checkbox"/> ⑥自己査定基準適用誤り <input type="checkbox"/> ⑦事務ミス等 <input type="checkbox"/> ⑧仮基準日以降の未補正 <input type="checkbox"/> ⑨その他

債務者・与信・査定区分等	債務者（業種）：				純財産： 当期：		前期：		前々期：	
	科目	基準日残高	① 検査結果	② 自己査定	相違額等①－②		③前回検査分類		備考・保全等	
	総与信									
	債務者区分		正、要、懸、実、破	正、要、懸、実、破				正、要、懸、実、破		

1 取引経緯

2 債務者の概況等

3 融資審査等仕振り上の問題点

4 債務者区分と分類

(1) 自己査定

① 債務者区分の判定根拠（業況、財務内容、返済履行状況、再建見通し等）
：

② 分類額算出根拠（償却過不足、担保評価等を含む）
：

(2) 当局（検査官）査定

① 債務者区分の判定根拠（業況、財務内容、返済履行状況、再建見通し等）
：

② 分類額算出根拠（償却過不足、担保評価等を含む）
：

(3) 問題点：

貸付金等検証結果メモ 作成基準

1 作成上の留意事項

次の事項を必ず織り込んで、特記の内容を簡潔かつ明確に記載する。

- (1) 重要な事実関係及び事実関係の認定
債務者の概況、組合との取引経緯、問題となった貸付金（例：「時点・・・いつの貸付金の問題なのか」）
- (2) 当連合会の取引姿勢
融資取扱、仕振り上の問題点
- (3) 保全措置を含めた分類の根拠、算出方法
- (4) 自己査定を変更したもの
 - ① 当連合会側の分類根拠
 - ② 検査官の判定理由・根拠
 - ・ 自己査定の正確性
 - ・ 自己査定変更の理由
 - ・ 自己査定及び償却・引当の適切性の判断に影響を及ぼす問題点
 - ・ 分類根拠
 - ・ 償却・引当の正確性と算定根拠

2 作成基準

特記を要する貸付金は、分類の有無に関わらず次の事項に該当するものを記載する。

- (1) 審査管理に特に問題があるもの
 - ア 情実的なもの（架空又は他人名義の貸付、新旧役員に対するもので不当なもの、親密企業に対するもの）
 - イ 資金用途の大幅な流用を見逃しているもの
 - ウ 事業計画、資金計画の欠陥又は不明確を見逃しているもの
 - エ 返済財源を流用されているもの
 - オ 返済財源の検討が不十分なもの（財務分析不足）
 - カ 信用調査の疎漏なもの（債務者実態把握不十分）
 - キ 多額の粉飾決算を見逃しているもの
 - ク 保全措置に重大な誤りを犯しているもの（担保の実地調査を怠り処分困難、価値の著しく低い物件を入担しているもの、評価額を著しく嵩上しているもの、登記手続の遅延等：担保評価不正確）
 - ケ 知名人、資産家、紹介者に引きずられ実態把握を怠ったもの
 - コ 政治資金、貸金業者に対するもの
 - サ 決算対策としての利息手形等であるもの
 - シ 子会社等貸付で不当なもの
 - ス 異常な金利、極端な長期貸付、大幅な条件変更をしているもの
 - セ 自己査定基準の不備
 - ソ 自己査定基準の適用誤り
 - タ 保証能力検討不十分
 - チ 重大事象補正漏れ
 - ツ 経営判断によるもの
 - テ 単純事務ミス
 - ト その他
- (2) 法令通達等に抵触するもの
 - ア 金融諸法規に抵触するもの（導入預金、浮貸等）
 - イ その他法令、通達に抵触するもの（大口信用供与規制等）
- (3) 内部規定に違反するもの
 - ア りん議手続及び条件違反のもの
 - イ その他重要な内部規程に違反するもの
- (4) 不祥事件等に関連するもの（トラブル解決資金等）
- (5) 自己査定と検査官査定で債務者区分や分類額が相違したもののうち、
 - ア 債務者区分、分類区分、分類額を変更した先で、分類額が 百万円以上のもの
 - イ 債務者区分等を変更した先で、分類額の乖離が 百万円以上のもの
 - ウ ただし、Ⅲ、Ⅳ分類額については乖離額が 百万円以上のもの
 - エ 関連会社で、債務者区分等を変更した先
 - オ 償却・引当の誤りなお、これにより不都合が生じた場合は金額の変更等もありうる。
- (6) 不良債権のディスクロージャーの回避を行っているもの